

丹波市人権行政推進審議会に関する傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、丹波市人権行政推進審議会に関する運営要領第3条の規定に基づき、丹波市人権行政推進審議会（以下「審議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。ただし、開催会場の都合により分けることが困難な場合は、この限りでない。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、丹波市人権行政推進審議会傍聴者受付簿（以下「受付簿」という。）に必要事項を記載しなければならない。ただし、報道関係者及び会議を傍聴しようとする者の同伴する児童又は乳幼児については、この限りでない。

(報道関係者に係る手続)

第4条 報道関係者は、取材等のため会議を傍聴しようとするときは、あらかじめ会長の許可を受けなければならない。

(傍聴人の定員)

第5条 傍聴人（報道関係者を除く。）の定員は、会議開催場所に応じて会長が定める人数とする。

(傍聴することができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりその他これらに類するものを所持している者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は議事運営に支障となるおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従うとともに、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、会長の許可を得た場合には、この限りでない。

- (1) 静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談笑、騒ぎ立てること、みだりに傍聴席を離れることその他の議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 会場においては、携帯電話は電源を切り、又はマナーモードに設定し、通話はしないこと。
- (4) 会場において、食事又は喫煙をしないこと。

- (5) 会場において、写真、ビデオ等の撮影及び録音をしないこと。
 - (6) 会場においては、会長及び係員の指示に従うこと。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。
- (傍聴人の退場等)

第8条 傍聴人がこの規程を遵守しないときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

2 傍聴人は、会議において会議の非公開の決定があったときは、速やかに、退場しなければならない。

(傍聴人及び報道関係者への会議資料の提供)

第9条 審議会は、傍聴人及び報道関係者（以下「傍聴人等」という。）に会議資料（丹波市情報公開条例（平成16年丹波市条例第9号）第7条に規定する不開示情報が記録されている部分を除く。以下同じ。）の閲覧を提供するものとする。ただし、会長が会議に諮り、提供することが会議の運営上適当でないとの決定がなされたときは、この限りでない。

2 傍聴人等は、前項の規定により閲覧の提供を受けた資料については、退場の際に係員に返却しなければならない。ただし、報道関係者においては、会長の指示に従うものとし、この限りではない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、令和元年10月31日から施行する。

(様式)

丹波市人権行政推進審議会傍聴者受付簿

区分（いずれかに○）	氏名	住所
一般	・ 報道	
一般	・ 報道	